

施行期日（附則第1条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法の施行期日について定めたものである。

2 概要

- 石綿へのばく露による中皮腫や肺がんは重篤であるとともに発症から1～2年で死亡する非常に予後の悪い疾病であるため、迅速な救済が求められている。

政府においては、平成17年12月27日にアスベスト問題に関する関係閣僚会合で取りまとめられた「アスベスト問題に係る総合対策」を一刻も早く実施すべく必要な取組が進められ、この総合対策の一環として、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として本法が制定された。

- このような石綿による健康被害者に対する迅速な救済に対する社会的要請にかんがみ、本法を一刻も早く施行させることとし、その施行日は平成18年3月31日までの間において政令で定める日とした。これを受け、平成18年3月10日公布の「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第36号）」により、施行日は平成18年3月27日と定められた。

- なお、本制度は、制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点から、平成17年度内に政府が基金に交付金を交付するため、これに係る規定は公布の日から、また、事業者に対する周知期間を考慮して、拠出金徴収に係る規定及びこれに附帯する規定は平成19年4月1日から施行するものとした。条ごとの具体的な施行日は以下のとおり。

① 公布の日

第1章（目的・定義）

第2章第2節第1款（基金等）

第5章 第84条（経過措置の命令委任）

第 86 条 (命令への委任)
附則第 2 条 (認定の申請に関する経過措置)
附則第 3 条 (国庫の負担の特例)
附則第 5 条 (施行前の準備)
附則第 10 条 (労働保険特別会計法の一部改正)
附則第 12 条 (環境基本法の一部改正)
附則第 13 条 (環境省設置法の一部改正)
附則第 14 条 (独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

② 平成 18 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日 (平成 18 年 3 月 27 日)

第 2 章第 1 節 (救済給付)
第 2 章 第 52 条 (被認定者等に対する報告の徴収等)
第 53 条 (受診命令)
第 54 条 (救済給付の支給の一時差止め)
第 55 条 (保険医療機関等に対する報告の徴収等)
第 56 条 (診療を行った者等に対する報告の徴収等)
第 58 条 (秘密保持義務)
第 3 章 (特別遺族給付金)
第 4 章 第 75 条 (第 1 項第 2 号を除く。)(審査請求)
第 77 条 (不服申立てと訴訟との関係)
第 78 条 (特別遺族給付金に係る審査請求等)
第 79 条 (準用)
第 5 章 第 80 条 (調査及び研究)
第 81 条 (公務所等への照会)
第 82 条 (期間の計算)
第 83 条 (戸籍事項の無料証明)
第 85 条 (権限の委任)
第 6 章 第 87 条 (機構の秘密保持義務違反に係る罰則)
第 88 条第 1 項第 3 号及び第 4 号
(労災保険適用事業主に対する罰則)
第 89 条 (被認定者等、診療を行った者等、労災保険適用事業主及び労働保険事務組合以外の者に対する罰則)
第 90 条 (第 88 条 (第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。))に係るもの以外) (両罰規定)
附則第 6 条 (見直し)

附則第7条（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
附則第8条（住民基本台帳法の一部改正）
附則第9条（社会保険労務士法の一部改正）
附則第11条（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）
附則第15条（障害者自立支援法の一部改正）

③ 平成19年4月1日

第2章第2節第2款（一般拠出金）、第3款（特別拠出金）
第2章 第57条（船舶所有者等に対する報告の徴収等）
第4章 第75条第1項第2号（審査請求）
第76条（異議申立て）
第6章 第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）（労災保険適用
事業主及び労働保険事務組合に対する罰則）
第90条（第88条（第1項第3号及び第4号を除く。）に係
るもののみ）（両罰規定）
第91条（機構に対する罰則）
附則第4条（有期事業に関する特例）

施行直後に申請せずに死亡する被害者のための経過措置 (附則第2条関係)

1. 趣旨

- 本制度は、制度施行前に発症し、死亡した被害者の遺族に対しては、その請求に基づき特別遺族弔慰金等が支給され、また、制度施行前に発症し、施行後2年以内に死亡した被認定者の遺族に対しては、その請求に基づき救済給付調整金が支給される。他方、現に健康被害を受けている者については、認定の申請を行い、認定を受けた後、その請求に基づき、医療費、療養手当及び死亡時に葬祭料が支給される。

しかしながら、現に健康被害を受けている者が、制度施行直後に認定の申請及び給付の請求を一切できずに死亡した場合には、何ら救済給付を受けることができない。本条はこのような事例による不公平な状況を緩和するために、申請について一定の経過措置を設ける旨を規定したものである。

2. 概要

- このような事例を緩和するために、以下のような経過措置を設けることとした。
 - ・ 施行日（平成18年3月27日）の1週間前から施行日の前日までの間、第4条の認定を受けようとする者は申請を行うことができることとした。
 - ・ 当該経過措置の規定により申請があったときは、施行日に第4条第2項の規定により申請があったものとみなす。これにより、本条の規定に基づき申請を行った者が施行後に第4条第2項の規定による認定を受けたときは、その認定の効力は施行日に遡って生ずることとなる。
- 今回の救済制度については、石綿による健康被害の迅速な救済を行うことへの社会的な要請を受け、一刻も早く法律を施行させることが必要であるため、その施行日を3月31日までの間において政令で定める日（平成18年3月27日）としている。

しかしながら、法律成立から施行までの周知期間が短いこともあり、このような事例が生じることは否めないことから、経過措置として施行日より一週間前に申請を受け付けることとしたものである。

国庫の負担の特例（附則第3条関係）

1 趣旨

第34条において、国庫は、毎年度、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費の一部を負担することとされている。本条は、平成18年度においては、当該徴収事務費の「一部」ではなく「全部」を負担することとなっているため、第34条の特例規定を設けるものである。

2 概要

- 労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費については、国費（1/2）と労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金の一部（1/2）で賄うこととなっている。
- 一方、平成18年度の事務費（救済制度全体の事務費）については、全額国庫負担することとなっており、労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収事務費についても全額国庫負担することとなる。

有期事業に対する特例（附則第4条関係）

趣旨及び概要

- 第一項一般拠出金の徴収に係る規定は、平成19年4月1日より施行する予定であり、事業主は、この日以降に第一項一般拠出金の納付義務が生じることとなる。

ところが、有期事業の事業主については、継続事業の事業主と異なり、その保険関係が消滅した日（事業の終了した日）より50日以内に納付することとされており、第一項一般拠出金の納付義務が発生する時期は事業ごとに異なる。

このため、有期事業の事業主についても、継続事業と同様に平成19年4月1日より納付義務が生じることとするための措置を講じる必要がある。

具体的な措置については、①平成19年4月1日以降に保険関係が成立（事業を開始）した事業、又は、②平成19年4月1日以降に保険関係が消滅（事業を終了）した事業を対象とすることが考えられる。

この点について、

- ・ 有期事業は事業ごとに事業期間も異なり、数年にわたる事業も想定されうることから、仮に②とした場合は、数年分の賃金総額を拠出金の算定基礎として用いることとなってしまう。
- ・ 上記の問題を避けるため、本法の公布日以降に保険関係が成立した事業を対象とした場合、逆に事業期間が短い事業については平成19年4月1日までに納付期間が終了してしまうほか、納付期間が平成19年4月1日をまたがる場合にも不都合が生じる。

- これを踏まえ、本条は、①のとおり、平成19年4月1日以降に保険関係が成立した事業を第一項一般拠出金の納付の対象とすることとしている。

施行前の準備（附則第5条関係）

- 環境大臣は、第37条第3項及び第48条第1項の政令（一般拠出金率の算定方法及び特別拠出金の額の算定方法）の制定に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

一方、第37条第3項及び第48条第1項の規定は、附則第1条第2号において、事業主からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収が開始される平成19年4月1日から施行することとされている。

- このため、平成19年4月1日前に第37条第3項及び第48条第1項の政令の制定に当たって中央環境審議会の意見を聴くことができないこととなるため、本条は、平成19年4月1日前においても中央環境審議会の意見を聴くことができることとするものである。

見直し（附則第6条関係）

1 趣旨

- 本条は、本法の見直しについて定めるものである。

2 概要

- 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。」とされている。

本制度においては、施行後5年以内に、制度全体について見直すものとする。

（参考）

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）

平成17年3月25日閣議決定

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

② 規制改革手法の見直し

ウ 規制の把握と公開

（前略）

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正（附則第7条関係）

改正の趣旨及び概要

- 本条の規定は、機構が、保険医療機関等に医療費の額を支払うに当たって、その額について社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に意見を求めたときは、支払基金は意見を述べ、また、支払に関する事務を委託されたときは、支払基金は必要な事務を行うことができる旨の改正を行うものである。

- 社会保険診療報酬支払基金法（以下「支払基金法」という。）第15条は、支払基金の業務について定める規定であるが、そのうち同条第2項においては、支払基金が、一定の法律の規定により保険医療機関に支払うべき診療報酬の額等の決定について意見を求められたときには意見を述べるとともに、一定の法律の規定により診療報酬等の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる旨規定されており、同項中において支払基金にこれらの業務を委託等している法律の該当規定が列挙されている。

住民基本台帳法の一部改正（附則第8条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、厚生労働省又は機構から住民の居住関係の確認のための求めがあったときに、都道府県知事が本人確認情報を提供するものとする旨の改正を行うものである。

2 改正の概要

- 住民基本台帳法において、都道府県知事は、同法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。
- 本制度において、認定や救済給付の支給の決定に際しては、被認定者等の生存の確認や住所、氏名の変更等の確認等を行う必要があり、必要に応じて被認定者等の生存等を確認できるよう、住民基本台帳法の別表第一に、厚生労働省又は機構が行う、以下の認定又は給付に関する事務の処理を追加することとしている。

①厚生労働省の行う給付

- ・遺族特別給付金（第59条第1項）

②機構が行う給付等

- ・救済給付（第3条）
- ・認定（第4条第1項及び第20条第1項）

社会保険労務士法の一部改正（附則第9条関係）

1 改正の趣旨

社会保険労務士が業として行うことのできる業務は、社会保険労務士法第2条第1項において定められており、このうち、同項第1号から第1号の3は「労働社会保険諸法令」に基づく申請書の作成等を規定している。

したがって、「労働社会保険諸法令」に基づかない申請書の作成等については、社会保険労務士は業としては行うことができないこととなる。

本条は、労働社会保険諸法令を列挙した別表第1に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を加えることにより、第一項一般拠出金の申告書及び特別遺族給付金の支給申請書等について、社会保険労務士が作成等できることとするものである。

2 改正の概要

石綿による健康被害の救済に関する法律における申請等のうち、

- ・ 第一項一般拠出金の申告納付（第38条）
- ・ 特別遺族給付金の支給の申請（第59条）等

については、第一項一般拠出金は労災保険適用事業主より労働保険と併せて申告納付させることにより徴収すること、特別遺族給付金の支給費用は労働保険の事業に要する費用とみなしていることなどから、労働社会保険諸法令（労働に関する法令）に基づくものと考えることが可能である。

このため、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条及び第59条を社会保険労務士法別表第1に位置づけることとする。

※「等」には、法第76条の規定による異議申立て等が含まれる。

労働保険特別会計法の一部改正（附則第10条関係）

改正の趣旨及び概要

- 周辺住民等に係る石綿健康被害の救済のための費用については、直接の加害者の特定が難しい一方、石綿が建材、水道管、自動車等といったありとあらゆる産業インフラにおいて幅広く用いられ、産業界全体が石綿を利用することにより経済的利得を得てきたという状況を踏まえ、国と地方に加え、労働者を雇っている全事業主からも拠出を求めることとしている。
- 労災保険適用事業主より労働保険適用徴収システムを活用して徴収する第一項一般拠出金については、労働保険料とは異なる性格を有する徴収金であるが、徴収事務やコストを勘案して労働保険料と併せて徴収することとし、その徴収に関する経理を労働保険特別会計で行うこととする。
- 本条は、労働保険特別会計法の附則において、同法の本来の目的の例外として、当分の間、第一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理を行うこととする旨の規定を設けるものである。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正（附則第 11 条関係）

1 改正の趣旨

- 本制度においては、認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してすることとしている。公害健康被害補償不服審査会の扱う事務の範囲は公害健康被害の補償等に関する法律において規定されているため、本制度による審査請求を事務の範囲に追加した。

- また、
 - ・ 公害健康被害補償不服審査会の案件処理能力が現在既に不足しつつあること
 - ・ 石綿による健康被害に関する審査請求案件は今後増加が見込まれること
 - ・ 石綿関連疾病に係る審査は、公害健康被害補償不服審査会が従来取り扱ってきた、硫黄酸化物や水銀などに起因する疾病とは異なる医学的知見が求められることから、迅速かつ効率的に審査を行えるよう、本条は、公害健康被害補償不服審査会の下に専門の事項を調査審議させるための専門委員を設けることとしたものである。

2 改正の概要

- 公害健康被害補償不服審査会の扱う事務に、本制度による審査請求を追加した。

- 現在、公害健康被害補償不服審査会は法学と医学の専門家からなる 4 名の常勤委員、2 名の非常勤委員で構成されている。定例の委員会は月に 1 回程度であり、委員は担当事案について法学者と医学者が含まれるよう 3 名ずつの合議で常時審査を行っている。
現状においては、事務局が法律上位置付けられておらず、委員自らが直接多くの事務を行う形式になっていることもあり、年間 15、6 件程度の処理を行い、かつ、継続中の未処理案件が 100 件程度となっている（平成 17 年末時点）。

- このような現状を踏まえると、今回石綿被害者救済制度における原処分に対する審査請求先として公害健康被害補償不服審査会を活用する場合、件数によっては処理能力の拡充が必要となる可能性がある。
- また、石綿関連疾病については、その潜伏期間が長いこと、とりわけ肺がんについては石綿起因であるか否かの判定が極めて難しいことから、これらの分野に精通した者による審査が求められる。
- そこで、事前の調査を十分に行わせることによって審査会の案件処理能力を補い、また、石綿関連疾病特有の医学的知見を補うため、公害健康被害補償不服審査会の下に専門委員を設けることとしたものである。

環境基本法の一部改正（附則第 12 条関係）

改正の趣旨及び概要

- 中央環境審議会の所掌事務のうち、別の法律によりその権限に属させられた事務については、環境基本法第 41 条第 2 項第 3 号に列記することとなっている。

- **本条は、本則に基づき中央環境審議会の権限に属させられた事項を中央環境審議会の審議事項に加える旨の改正を行うものである。**

環境省設置法の一部改正（附則第 13 条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、環境省の所掌事務に、「石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）」を追加する旨の改正を行うものである。（環境省設置法第 4 条関係）

また、地方環境事務所が、認定の申請及び救済給付の支給の請求の受付を行えるよう、必要な改正を行うものである。

2 改正の概要

- 本制度の事務は、設置法第 4 条各号の既存の個別規定（同条第 1 号～第 19 号、第 21 号～第 23 号）では読めず、包括規定で読むとすれば第 20 号（「専ら環境の保全を目的とする事務及び事業」）となる。

- しかしながら、包括規定に含まれることとされている他の事務に比して、今回の事務は、規模や重要度が格段に大きいこと、対外的に政府の責任を明確にすることが求められていること等から、新たに号立てして明示すべき事務と考えられたものである。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正（附則第 14 条関係）

1 改正の趣旨

- 本条は、機構に本法による救済給付の給付等の業務を行わせるため、独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正するものである。

2 改正の概要

（1）目的の改正（第 3 条関係）

- 機構の目的に、「石綿による健康被害の救済」を加える。

（2）業務の改正（第 10 条関係）

- 機構の業務の範囲に、石綿による健康被害の救済に関する業務を加える。
- 具体的に規定するのは、
 - ① 認定
 - ② 救済給付の支給
 - ③ 事業主からの拠出金の徴収としている。機構が行う業務としては、この他に報告徴収、滞納処分等があるが、これらについては①、②及び③に附帯する業務であることから、これと別に規定することはしていない。

（3）業務の委託の追加（第 10 条の 2 関係）

- 認定の申請及び救済給付の支給の請求の受付業務を保健所等に行わせることができるよう、機構は、地方公共団体等に対し、業務の一部を委託することができる旨の規定を設けることとした。

（4）区分経理の改正（第 12 条関係）

- （2）に掲げる業務について区分経理とする。

(5) 石綿健康被害救済基金（第 16 条の 2 関係）

- 機構は、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるため、石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第 31 条第 2 項の規定に基づき、金額の組入れ及び費用の支弁を行うものとする。具体的には、政府からの交付金、都道府県からの拠出金、船舶所有者からの一般拠出金、厚生労働大臣からの交付金（労災保険適用事業主からの一般拠出金）、特別事業主からの特別拠出金、不正利得の徴収金及び石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額から石綿健康被害救済法の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額を組み入れ、救済給付の支給に要する費用を支弁するものとされている。

- (4) のとおり、石綿による健康被害の救済に関する業務の経理を行うため、機構に新たな勘定を設けることとしており、石綿健康被害救済基金は、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるため、新たな勘定の中に設けられるものである。また、石綿健康被害救済法の規定により機構が行う業務（石綿健康被害救済業務）の事務の執行に要する費用（以下「事務費」という。）は、石綿健康被害救済基金には繰り入れられず、新たな勘定で経理されることとなっている。これは、救済給付の支給の業務に要する費用については、毎年度の必要額がどの程度となるか見込むことが困難であることから、一定の資金のたまり（基金）を作ることになじむものであるが、事務費は基本的に当該年度で費消するものであるため、基金に繰り入れることは適当でないからである。

なお、厚生労働大臣が行う労災保険適用事業主からの一般拠出金の徴収に要する費用（徴収事務費）については、国庫の負担（第 34 条）及び労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金の一部（第 36 条）をもって充てることとしている。

- また、石綿健康被害救済基金の運用については、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定を準用することとしており、具体的には、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの以外は運用してはならないこととしている。

(6) 罰則の改正（第 22 条関係）

- 機構が、石綿健康被害救済基金の運用に際して、独立行政法人通則法第 47 条及び第 67 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定に違反した場合の罰則を追加する。

(7) 基金の事務費への充当（附則第 29 条関係）

- 附則第 29 条は、事務費に不足が生じた場合の取扱いについて定めたものであり、機構は、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、事務費に充てることができることとするものである。
- 石綿健康被害救済基金は、本来、救済給付の支給の業務に要する費用に充てるために設けられるものであり、事務費に充当することはできないものである。しかしながら、制度施行当初は、第 4 条第 1 項の認定（医療費に係る認定）及び第 22 条第 1 項の認定（特別遺族弔慰金等に係る認定）の申請や、救済給付の請求が集中することが見込まれるほか、新たな事務であるがゆえに想定外の費用が生じることも考えられる。このため、事務費に不足が生じた場合、機構は、当分の間、石綿健康被害救済基金の一部を事務費に充当することができることとしたものである。

障害者自立支援法の一部改正（附則第 15 条関係）

改正の趣旨及び概要

- 附則第 7 条において社会保険診療報酬支払基金法の一部改正を行っているが、支払基金法第 15 条第 2 項に列挙されている法律の順序は、事務の委託等を追加する法律の規定の施行日順となっている。
- 本法の施行日は、平成 18 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日（平成 18 年 3 月 27 日）とされているため、障害者自立支援法附則第 94 条の施行に先立って、本法の附則第 7 条による支払基金法の改正が行われることとなる。
このため、この施行の順に規定されるよう、本条において、障害者自立支援法附則第 94 条の改正規定を改正することとしている。